令和6年度 事 業 計 画

補助金事業

Ⅰ 生活衛生関係営業対策事業費補助金

1. 生活衛生営業経営指導員設置事業

生活衛生営業経営指導員2名、 事務職員１名を配置し、富山県生活衛生営業指導センターによる相談指導の実施体制の充実を図るとともに、㈱日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用を促進する。ひいては生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)の衛生水準の維持向上、経営の安定化を図るため、次に行う業務に関し専門的指導を強化する。

1. 県内の各業種に対する経営指導等に関する企画立案
2. 経理、税務、金融、労務及び衛生等経営に関する指導
3. 営業設備の近代化、合理化に関する指導
4. 生活衛生営業経営特別相談員及び生活衛生営業経営相談員の業務執行に関する指導助言及び情報の提供
5. 生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱に規定する業務
6. 日本政策金融公庫融資に係る指導助言及び知事推薦書発行事務
7. 消費者等の苦情についての相談指導

2. 生活衛生営業相談指導事業

経営指導員、経営特別相談員及び中小企業診断士等外部の専門家を活用して、生衛業者に対して衛生、融資、税制、労務管理等の相談指導及び消費者の苦情等に関する相談業務を次のとおり実施する。

(1)当生活衛生営業指導センターの相談室の開設

生衛業者に対する衛生水準の向上、経営上必要な融資、税務、労務等の相談及び苦情等に関する相談業務を行う。また、関係機関、団体等との連携を図り移動相談室の開設を行う。

(2)経営指導員指導事業

生衛業者及び生活衛生同業組合組合員の店舗を巡回して融資、経営、税務、労務及び衛生等に関する相談業務を実施するなど営業者の利便性を図る。

(3)税務相談等指導事業

税制度は複雑な仕組みであり、その改正は頻繁であって、個人企業が大半である生衛業において適切に対応するには難しいものがあるので、 税理士等専門家により生衛業者に対する税務処理相談指導の一環として研修会並びに相談室の開設を行う。

1. 税務に関する研修会の開催　年1回
2. 税務相談室の開設　　年1回　1月

(4)相談指導顧問設置事業

生衛業は消費者ニーズの変化による営業形態の多様化、あるいは経済環境の急激な変化に伴う経営の悪化等により各種の相談指導業務が益々増加するとともに、 その内容も専門的かつ高度なものが多くなってきている。このため、生衛業者に対して、これらの相談に的確に応じた相談指導事業を行うため、 専門的知識を有する者を相談指導顧問として配置し、 相談指導業務の充実強化を図り、生衛業の経営の健全化を促進し、その衛生水準の維持向上を図る。

(5)地区生活衛生営業相談室設置事業

生衛業者及び生活衛生同業組合組合員に対して、地域に密着した相談指導体制を充実するため、厚生センター、保健所及び商工会議所等の協力を得て地区相談室を開設し、経営指導員及び中小企業診断士等専門家により地域に密着した経営、融資、衛生、 労務等の相談指導、消費者の苦情についての相談業務を行う。（年7会場開設）

(6)生活衛生関係営業経営改善資金融資事業

①富山県知事が委嘱した生活衛生営業経営特別相談員（以下「経営特別相談員」という。）25名により、生衛業者に対して、主として経営に関する指導に当たるほか生活衛生関係営業経営改善貸付に係る申請書の審査及び当該営業に関する指導を行う。

②経営特別相談員研修事業

経営指導員、富山県知事から委嘱を受けている経営特別相談員等の資質の向上のため、税理士、中小企業診断士、㈱日本政策金融公庫職員等の専門知識を有する者を講師とする研修会を年3回開催する。

3.生衛業情報化整備事業

生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進することにより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の維持向上、業界振興を図る。

①生衛業情報ネットワークシステムの維持管理

全国指導センター等のネットワーク化に必要な保守、管理を行う。

②ネットワークシステムを効果的に運用するための融資関係、統計資料、相談事例、クリーニング師研修等の各種情報を蓄積し、ホームページ等による情報発信を行うとともに、生衛業者に対する相談指導事業での活用を行う。

③生衛業者の名簿管理活用やホームページ等による消費者へのＳマーク営業店の情報提供を行う。

④広報事業

生活衛生営業の動向をはじめ、本指導センターの事業内容のPR、経営の振興、近代化、消費生活等に役立つ情報を提供するため「とやま生衛だより」を年１回発行する。

4. 後継者育成支援事業

生衛業にインターンシップ制度を導入し、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図るとともに、生衛業が直面している後継者の課題の緩和を図る。

①学識経験者、行政関係者(県主管課、教育関係者)、業界関係者等で構成する後継者育成支援協議会を設置し、体験学習カリキュラム及び受入体制等を検討し、また、実施後に事業結果の検証を行う。(年1回開催)

②実施状況のパンフレットを作成し県下一円の高校等に配布、学校等の協力のもと募集を行なう。

③生衛団体との連携のもとに、生衛業でのインターンシップを行う職場体験学習や出前体験学習を行う。

体験業種は、理容店、美容店、ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ店、映画館、ホテル旅館、鮨店、麺店、銭湯、中華料理店、料理業、喫茶飲食店、一般飲食店、社交業、食肉販売店を対象に実施。

Ⅱ 生活衛生営業振興事業費補助金

生活衛生営業全体の振興、消費者サービスの向上、衛生水準の向上、地域の活性化、消費者利益の増進等を目的した補助事業について、富山県生活衛生営業振興事業補助金交付要綱に基づき、各生衛団体等が行う振興事業に対し助成を行う。

受託事業

1. 日本政策金融公庫(生活衛生資金)融資推薦事務等事業

生活衛生関係営業向け融資を取り扱う日本政策金融公庫と連携を密にし、生衛業の経営の安定、衛生水準向上のための資金確保に努めるとともに、生衛業の日本政策金融公庫融資の一層の活用を図るため、県から知事推薦業務の事務（融資に関する相談、指導含む)委託を受け融資斡旋業務の一層の円滑化を図り融資申請者の利便性を図る。

2. 生衛業景況調査並びに生衛業経営状況調査事業

・生衛業界の景気動向、設備投資動向及び経営上の諸問題等を把握するための日本政策金融公庫の業務運営及び情報収集に資することを目的とした調査である。

日本政策金融公庫の委託を受けた全国センターからの委託を受け、当指導センターの経営指導員等が生衛業界の協力を得て調査を行う。当県では企業70件対象で年4回。

・生衛業の経営状況を調査、把握し、個々の営業者が経営の判断を行う材料として活用し、生衛業の振興及び経営安定化に資することを目的とした調査である。

厚生労働省の委託を受けた全国センターからの委託を受け、当指導センターの経営指導員等が生衛業界の協力を得て調査を行う。当県では企業70件対象で年4回。

・厚生労働省・生産性向上ガイドライン・マニュアル更新事業

生活衛生関係営業の生産性の向上を図るため、取組を確実に行っていけるよう厚生労働省の「生活衛生関係営業の生産性向上ガイドライン・マニュアル更新事業」が（株)日本能率協会総合研究所の受託により「個別懇談会」及び「モデル事業の調査、実地検証等」について全国生活衛生営業指導センターからの受託を受け県内の全ての生衛

業者を対象にガイドライン・マニュアルをもちいて中小企業診断士と当指導センターの経営指導員等が連携し実施する。
今年度は、生活衛生関係団体等に対しての周知を図り、個別懇談会(巡回相談含む)及びモデル事業1営業者を実施する。

特別会計事業

1. 標準営業約款登録事業

厚生労働大臣が指定した約款に従い、役務の内容及び施設又は設備の表示の適正化並びに損害賠償の実施の確保に関する事項を定め、ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ店、理容店、美容店並びにめん類飲食店、一般飲食店営業を行う者としての登録を受けることにより、利用者の選択の利便を図り、併せて公衆衛生の向上に資する。

2. クリーニング師研修等事業

近年の繊維製品の素材の多様化、クリーニング技術の高度化等により、クリーニング師及び業務従事者により高度な知識及び技能が要求され、クリーニング業法により研修、講習を制度化し、受講を義務づけられている。
知事の指定を受けた全国指導センターの委託を受け、当指導センターが研修並びに講習を開催し、質の高いクリーニングサービスの提供により、県民の生活水準の向上に資する。
今年度は、第12クールの3回目で研修、講習とも開催は年1回(2月予定)実施する。
なお、参加できない受講者に対し通信教育による受講を行う。

その他

本指導センターの設立目的を達成するため厚生労働省、富山県及び全国指導センター等関係機関等との連絡を密にし、これらの機関が行う事業に積極的に協力参加する。